

○新旧対照表（愛媛県工事執行事務取扱規程細則）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記参考様式（第2条関係） （その1）単体発注 2（9） 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>当該監理技術者が法第26条第3項第1号又は第2号の規定による</u> _____ _____ _____ _____場合は、専任は要しない。</p> <p>別記参考様式（第2条関係） （その2）共同企業体発注 2（2）ス 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>当該監理技術者が法第26条第3項第1号又は第2号の規定による</u> _____ _____ _____場合は、専任は要しない。</p>	<p>別記参考様式（第2条関係） （その1）単体発注 2（9） 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>_____法第26条第4項に規定する特例監理技術者の配置にあたり、次のウの要件を満たす監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。）を専任で配置することができる場合は、専任は要しない。</u></p> <p>別記参考様式（第2条関係） （その2）共同企業体発注 2（2）ス 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>_____法第26条第4項に規定する特例監理技術者の配置にあたり、次のウの要件を満たす監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。）を専任で配置することができる場合は、専任は要しない。</u></p>

附 則

本細則は、令和7年2月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用））

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>省略</p> <p>1～20 省略</p> <p>21 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>9,000万円</u>以上）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合（以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。）を含む。）にあつては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする（やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。）。</p> <p>22 省略</p> <p>23 (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>9,000万円</u>以上）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。 (2) 請負代金額<u>4,500万円未</u>満（建築一式工事にあつては<u>9,000万円未</u>満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。</p> <p>24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあつては、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定は適用しない。</p> <p>25 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者（建設業法第26条第3項第2号の規定による場合）は、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐）又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。ただし、やむを得ない事情により、</p>	<p>省略</p> <p>1～20 省略</p> <p>21 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格<u>4,000万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>8,000万円</u>以上）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合（以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。）を含む。）にあつては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする（やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。）。</p> <p>22 省略</p> <p>23 (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額<u>4,000万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>8,000万円</u>以上）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。 (2) 請負代金額<u>4,000万円未</u>満（建築一式工事にあつては<u>8,000万円未</u>満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。</p> <p>24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあつては、建設業法第26条第3項ただし書の規定は適用しない。</p> <p>25 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合）にあつては、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐）又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。ただし、やむを得ない事情により、</p>

行政経営課が認めた場合はこの限りでない。
26～35 省略
別記様式 省略

行政経営課が認めた場合はこの限りでない。
26～35 省略
別記様式 省略

○新旧対照表（工事請負契約書）

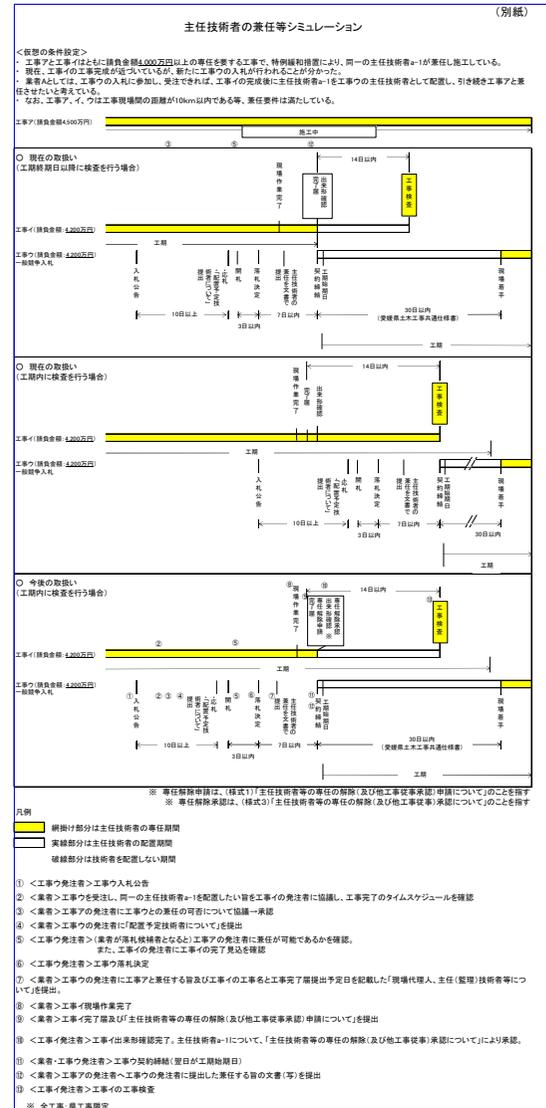
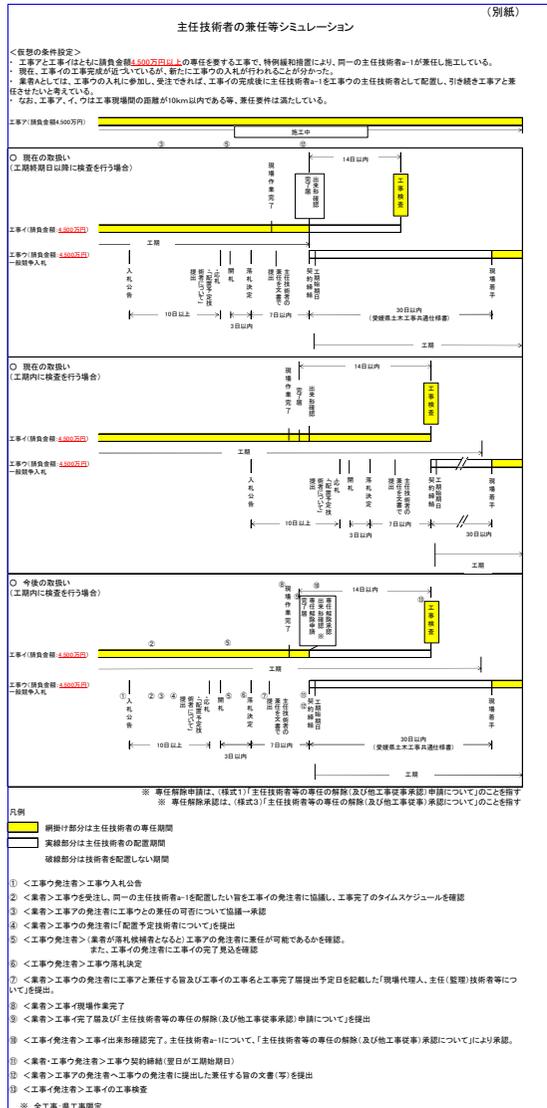
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
頭書 省略 第1条～第9条 省略 第10条（1）～（3） 省略 （4） 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に 規定する者をいう。以下同じ。） （5）・（6） 省略 2～6 省略 第11条～第64条 省略	頭書 省略 第1条～第9条 省略 第10条（1）～（3） 省略 （4） 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に 規定する者をいう。以下同じ。） （5）・（6） 省略 2～6 省略 第11条～第64条 省略

○新旧対照表（工事完成時における主任（監理）技術者の専任及び現場代理人の常駐に係る取扱いについて）

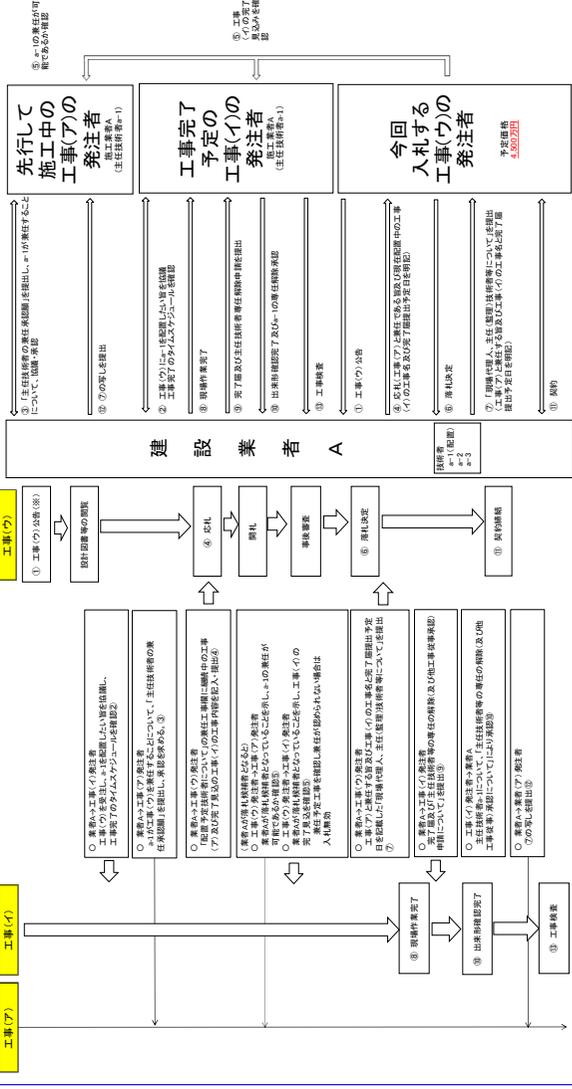
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙1)</p> <p>請負金額<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事の場合は<u>9,000万円</u>以上）の工事において配置する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、当該工事の契約工期中、専任で配置すべきこととされているが、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合その他これに類する場合などにあつては、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されている。</p> <p>また、工事請負契約約款の規定により当該工事に専任での配置を求める担当技術者についても、上記主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と同様に取り扱っても特段の支障はない。（以下「主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者」を総称して、「主任技術者等」という。）</p> <p>一方、現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡し完了するまでの間においては、現場管理の必要性から工事現場への常駐を求めているが、主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められる。</p> <p>これらのことを踏まえ、工事の工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>請負金額<u>4,000万円</u>以上（建築一式工事の場合は<u>8,000万円</u>以上）の工事において配置する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、当該工事の契約工期中、専任で配置すべきこととされているが、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合その他これに類する場合などにあつては、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されている。</p> <p>また、工事請負契約約款の規定により当該工事に専任での配置を求める担当技術者についても、上記主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と同様に取り扱っても特段の支障はない。（以下「主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者」を総称して、「主任技術者等」という。）</p> <p>一方、現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡し完了するまでの間においては、現場管理の必要性から工事現場への常駐を求めているが、主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められる。</p> <p>これらのことを踏まえ、工事の工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うこととする。</p>



主任技術者の兼任について

- ＜原則の兼任状況＞
 - ・ 現在、工事(イ)の主任技術者兼1,000円以上の兼任を要する工事で、特例緩和措置により、同一の主任技術者兼1が兼任し施工している。
 - ・ 現在、工事(イ)の工事完成が近づいているが、新たに工事(ウ)の入札が行われることが分かった。
 - ・ 業者Aとしては、工事(ウ)の入札に参加し、受注できれば、工事(イ)の完成後に主任技術者兼1を工事(ウ)の主任技術者として配置し、引き続き工事(ア)と兼任させたいと考えている。
 - ・ なお、工事(ア)、(イ)、(ウ)は工事現場間の距離が10km以内である等、兼任要件は満たしている。

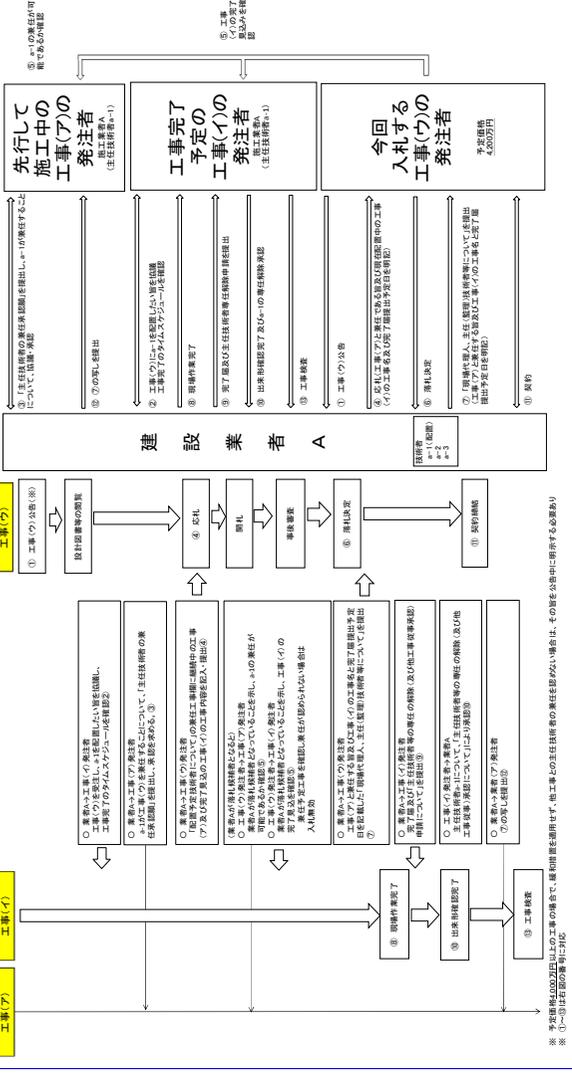


※ 予定価格1,000円以上の工事の場合で、緩和措置を適用せず、施工上の主任技術者の兼任を認めない場合は、その旨を公募中に明示する必要があります。

※ ①～⑯は100%の発注に相当。

主任技術者の兼任について

- ＜原則の兼任状況＞
 - ・ 現在、工事(イ)の主任技術者兼1,000円以上の兼任を要する工事で、特例緩和措置により、同一の主任技術者兼1が兼任し施工している。
 - ・ 現在、工事(イ)の工事完成が近づいているが、新たに工事(ウ)の入札が行われることが分かった。
 - ・ 業者Aとしては、工事(ウ)の入札に参加し、受注できれば、工事(イ)の完成後に主任技術者兼1を工事(ウ)の主任技術者として配置し、引き続き工事(ア)と兼任させたいと考えている。
 - ・ なお、工事(ア)、(イ)、(ウ)は工事現場間の距離が10km以内である等、兼任要件は満たしている。



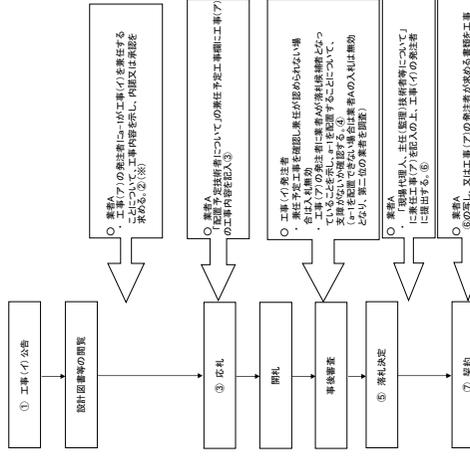
※ 予定価格1,000円以上の工事の場合で、緩和措置を適用せず、施工上の主任技術者の兼任を認めない場合は、その旨を公募中に明示する必要があります。

※ ①～⑯は100%の発注に相当。

一般競争入札の事例1

先行工事(ア)の発注者が県以外・今回入札工事(イ)の発注者が県の場合

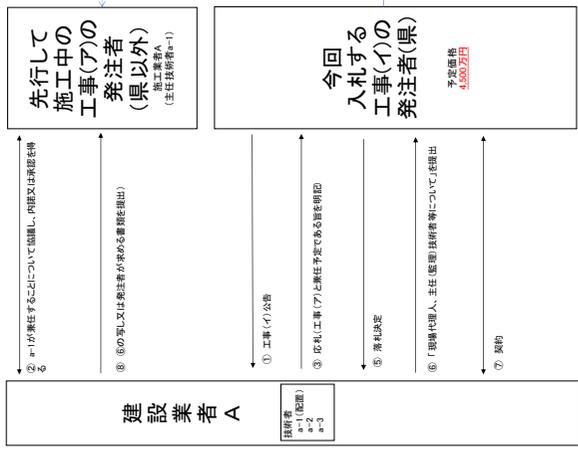
- ・ 建設業者Aは主任技術者A-1を配属し、工事(ア)と施工している。
- ・ 建設業者Bは主任技術者B-1を配属し、工事(ア)と施工している。
- ・ 建設業者Cは工事(イ)の入札に参加し、落札後はB-1を兼任させる予定である。



※ 予定価格4,000万円以上の工事の場合で、今回の価格通知を適用せず、主任技術者の他工事との兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要があります。

①～⑥は右の図の順序に対応

別紙1

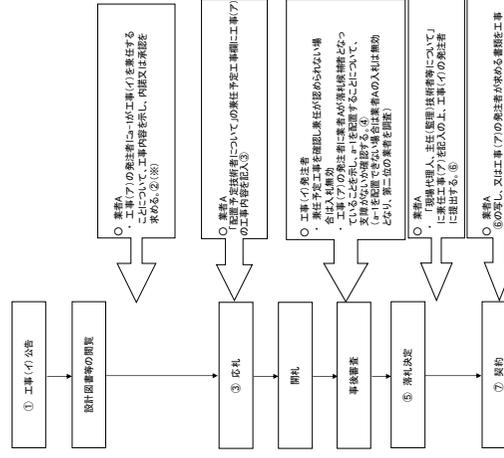


※ 「配置予定技術者について」に記載した旨記載するとともに、B-1の兼任に抵触がある場合は、コリスン協会や業者確認を行う。

一般競争入札の事例1

先行工事(ア)の発注者が県以外・今回入札工事(イ)の発注者が県の場合

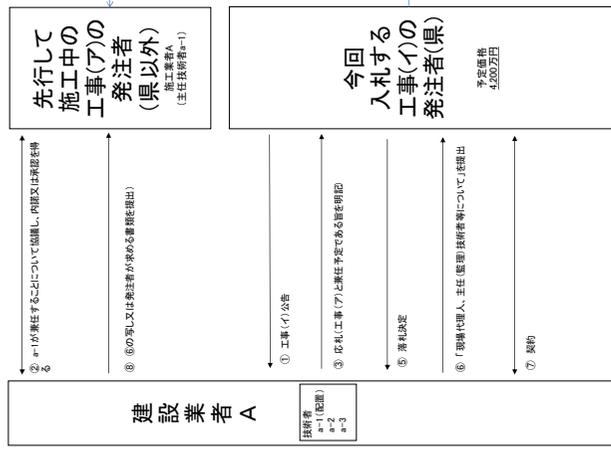
- ・ 建設業者Aは主任技術者A-1を配属し、工事(ア)と施工している。
- ・ 工事(イ)の予定価格は2,000万円
- ・ 建設業者Bは工事(イ)の入札に参加し、落札後はA-1を兼任させる予定である。



※ 予定価格4,000万円以上の工事の場合で、今回の価格通知を適用せず、主任技術者の他工事との兼任を認めない場合は、その旨を公告中に明示する必要があります。

①～⑥は右の図の順序に対応

別紙1



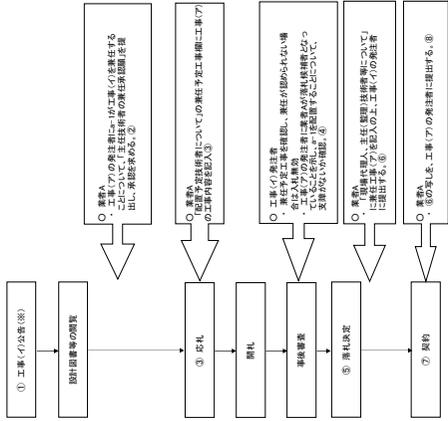
※ 「配置予定技術者について」に記載した旨記載するとともに、A-1の兼任に抵触がある場合は、コリスン協会や業者確認を行う。

④ 業者Aが、専ら建設業者として施工していることを示し、A-1の兼任に抵触がないが確認(※)

一般競争入札の事例2

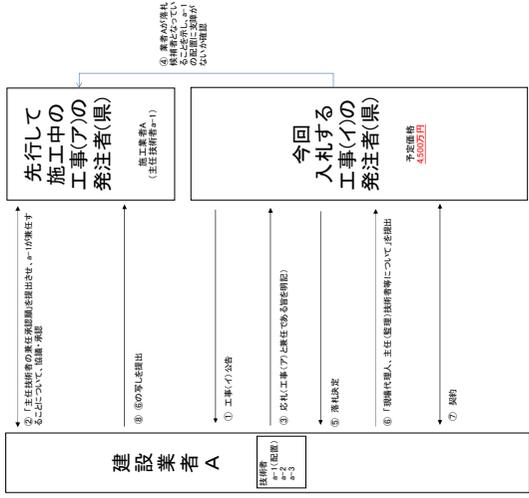
先行工事(ア)・今回入札工事(イ)の発注者が共に県の場合

- ・ 建設業者は主任技術者(※)を控出し、工事(ア)を施工している。
- ・ 工事(イ)の予定価格は2,500万円。
- ・ 建設業者が工事(イ)の入札に参加し、落札後は(※)を兼任する予定である。



※ 予定価格4,000万円以上の工事の場合も、今回の価格通知を適用せず、主任技術者の他工事の兼任を認めない場合は、この規定は途中で適用せず(※)を認めない。

①～⑦は右の図の番号に対応



先行して
施工中の
工事(ア)の
発注者(県)

今回
入札する
工事(イ)の
発注者(県)

予定価格
4,000万円

- ① ⑤の写しを提出
- ② ⑥の写しを提出
- ③ 「先行工事(ア)と兼任である旨を明記」
- ④ 「今回入札工事(イ)と兼任である旨を明記」
- ⑤ 落札決定
- ⑥ 「関係代理人、主任(監理)技術者等について添提出
- ⑦ 契約

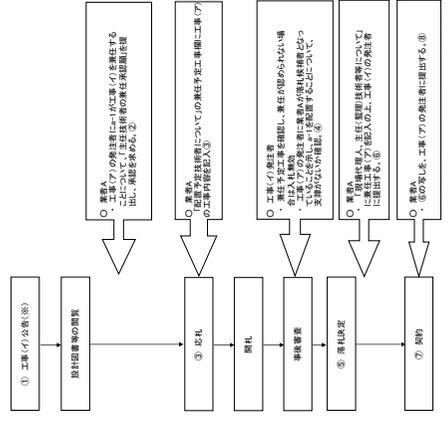
建設業者 A
技術者
※-1(設計)
※-3

④ 兼務者が落札
後兼任について
の取組に支障が
ない旨確認

一般競争入札の事例2

先行工事(ア)・今回入札工事(イ)の発注者が共に県の場合

- ・ 建設業者は主任技術者(※)を控出し、工事(ア)を施工している。
- ・ 工事(イ)の予定価格は2,500万円。
- ・ 建設業者が工事(イ)の入札に参加し、落札後は(※)を兼任する予定である。



※ 予定価格4,000万円以上の工事の場合でも、今回の価格通知を適用せず、主任技術者の他工事の兼任を認めない場合は、この規定は途中で適用せず(※)を認めない。

①～⑦は右の図の番号に対応

先行して
施工中の
工事(ア)の
発注者(県)

今回
入札する
工事(イ)の
発注者(県)

予定価格
2,500万円

- ① ⑤の写しを提出
- ② ⑥の写しを提出
- ③ 「先行工事(ア)と兼任である旨を明記」
- ④ 「今回入札工事(イ)と兼任である旨を明記」
- ⑤ 落札決定
- ⑥ 「関係代理人、主任(監理)技術者等について添提出
- ⑦ 契約

建設業者 A
技術者
※-1(設計)
※-3

④ 兼務者が落札
後兼任について
の取組に支障が
ない旨確認

○新旧対照表（現場代理人の設置について）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 (1) 現場代理人は契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務付けられていることから、その工事の技術者と兼任することはできますが、通常、他の工事の現場代理人や技術者、営業所_____技術者等を兼任することはできません。</p> <p>しかし、次の要件のいずれかに該当する工事で、兼任の申出があり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任（条件を満たす他工事の現場代理人や非専任又は兼任が認められた技術者を兼ねること）を認めます。</p> <p>また、年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事をいう。以下同じ。）と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内（一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。）又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができます。</p> <p>（ただし、①～③の同時適用はできません。）</p> <p>現場代理人の常駐義務緩和要件①</p> <p>○ 全ての工事が請負代金額<u>4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）</u>であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>現場代理人の常駐義務緩和要件②</p> <p>○ いずれか又は両方の工事が請負代金額<u>4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）</u>であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（現場間の移動距離が10km以内）を満たす場合は、2件まで兼任を認める。</p>	<p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 (1) 現場代理人は契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務付けられていることから、その工事の技術者と兼任することはできますが、通常、他の工事の現場代理人や技術者、営業所の<u>専任技術者</u>__を兼任することはできません。</p> <p>しかし、次の要件のいずれかに該当する工事で、兼任の申出があり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任（条件を満たす他工事の現場代理人や非専任又は兼任が認められた技術者を兼ねること）を認めます。</p> <p>また、年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事をいう。以下同じ。）と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内（一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。）又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができます。</p> <p>（ただし、①～③の同時適用はできません。）</p> <p>現場代理人の常駐義務緩和要件①</p> <p>○ 全ての工事が請負代金額<u>4,000万円（建築は8,000万円）未満</u>_____であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>現場代理人の常駐義務緩和要件②</p> <p>○ いずれか又は両方の工事が請負代金額<u>4,000万円（建築は8,000万円）以上</u>_____であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（現場間の移動距離が10km以内）を満たす場合は、2件まで兼任を認める。</p>

現場代理人の常駐義務緩和要件③ 省略
(2) ~ (4) 省略

現場代理人の常駐義務緩和要件③ 省略
(2) ~ (4) 省略

○新旧対照表（現場代理人の常駐義務緩和措置について）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 省略</p> <p>2 (1) 省略</p> <p>ア 全ての工事が請負代金額<u>4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）</u>であり、下記の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認めます。</p> <p>※ 変更契約を行い、請負代金額が<u>4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）</u>となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ア)の参考図 省略</p> <p>イ いずれか又は両方の工事が請負代金額<u>4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）</u>であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす場合は、2件まで兼任を認めます。</p> <p>なお、この場合においては、アの要件をすべて満たす1件の年間維持工事等に限りに、兼任件数に含めないことを認める。</p> <p>(イの参考図)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <small>主:主任技術者を配置する工事 監:監理技術者を配置する工事</small> </div> <div style="text-align: center;">主任技術者の兼任が認められる工事</div> <div style="margin-left: 10px;"> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>○ 2件とも下請額が<u>5,000万円</u>未満で主任技術者が配置できる工事</p> <p>○ 1件は<u>4,500万円</u>未満</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">現場代理人 兼任の可否</div>	<p>1 省略</p> <p>2 (1) 省略</p> <p>ア 全ての工事が請負代金額<u>4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満</u>であり、下記の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認めます。</p> <p>※ 変更契約を行い、請負代金額が<u>4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上</u>となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ア)の参考図 省略</p> <p>イ いずれか又は両方の工事が請負代金額<u>4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上</u>であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす場合は、2件まで兼任を認めます。</p> <p>なお、この場合においては、アの要件をすべて満たす1件の年間維持工事等に限りに、兼任件数に含めないことを認める。</p> <p>(イの参考図)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <small>主:主任技術者を配置する工事 監:監理技術者を配置する工事</small> </div> <div style="text-align: center;">主任技術者の兼任が認められる工事</div> <div style="margin-left: 10px;"> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>○ 2件とも下請額が<u>4,500万円</u>未満で主任技術者が配置できる工事</p> <p>○ 1件は<u>4,000万円</u>未満</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">現場代理人 兼任の可否</div>

主任技術者の兼任が認められる工事



○ 2件とも下請額が5,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
 ○ 2件とも4,500万円以上



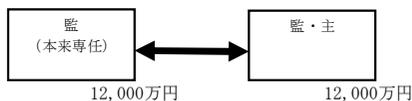
主任技術者の兼任が認められる工事



○ 2件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
 ○ 2件とも4,000万円以上



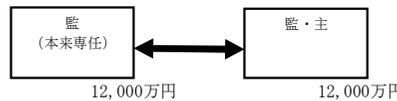
監理技術者の兼務が認められる工事



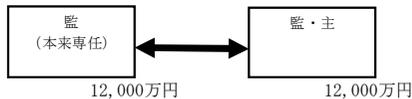
○ いずれかの下請額が5,000万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
 ○ 連続する工作物に関する工事に該当する場合



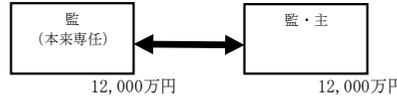
監理技術者の兼務が認められる工事



○ いずれかの下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
 ○ 連続する工作物に関する工事に該当する場合



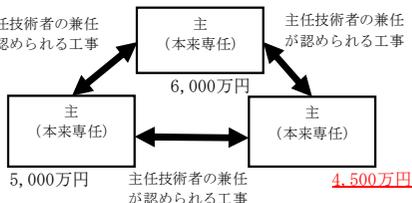
○ いずれかの下請額が5,000万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
 ○ 連続する工作物に関する工事に該当しない場合



○ いずれかの下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
 ○ 連続する工作物に関する工事に該当しない場合



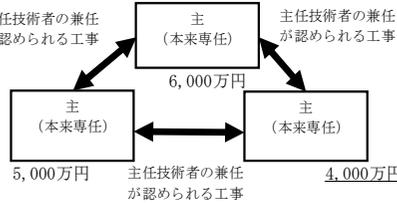
主任技術者の兼任が認められる工事



○ 3件とも下請額が5,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
 ○ 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可能



主任技術者の兼任が認められる工事



○ 3件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
 ○ 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可能



この要件で兼任できるのは2件まで

この要件で兼任できるのは2件まで

移動距離30分以内

主任技術者の兼任が認められる工事



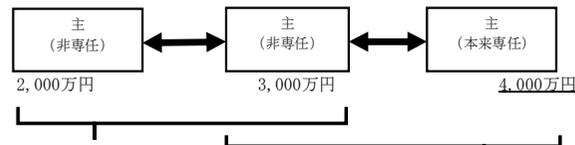
この2件の間では、アの要件により現場代理人の兼任可能

この2件の間では、イの要件により現場代理人の兼任可能



移動距離30分以内

主任技術者の兼任が認められる工事



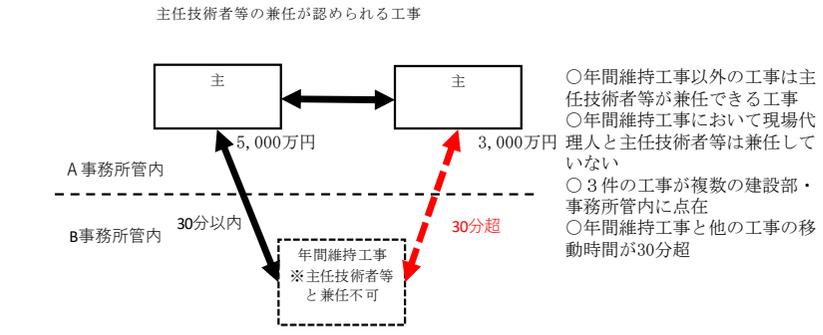
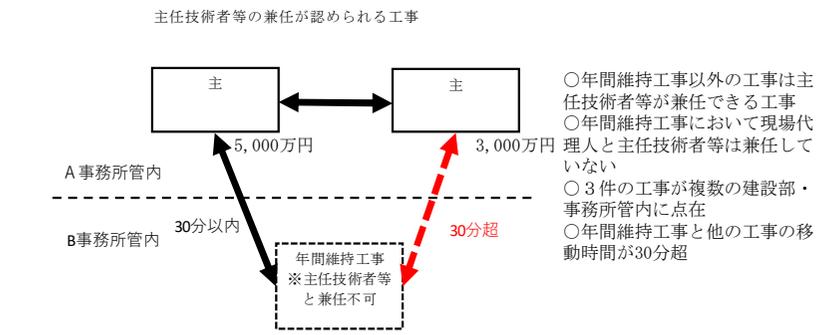
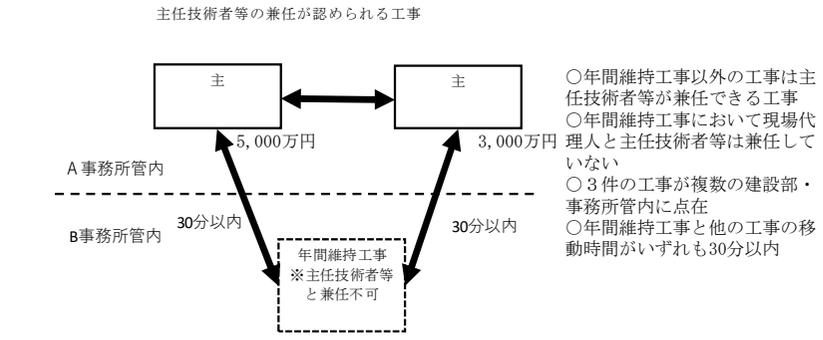
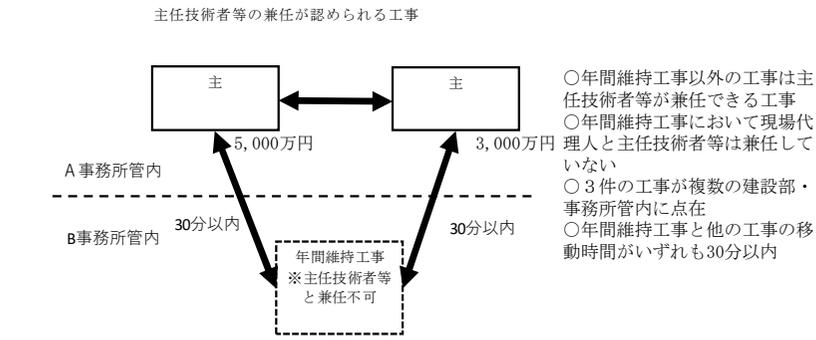
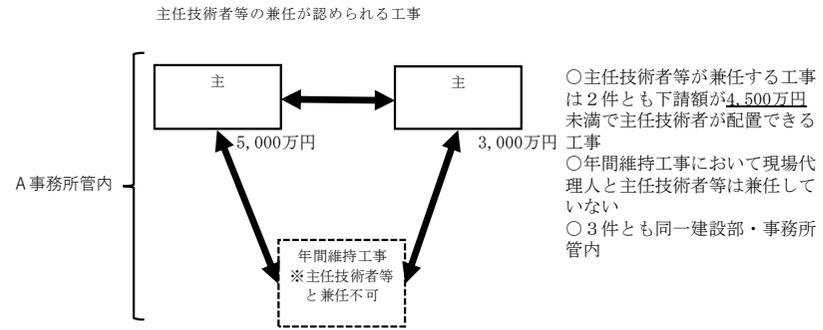
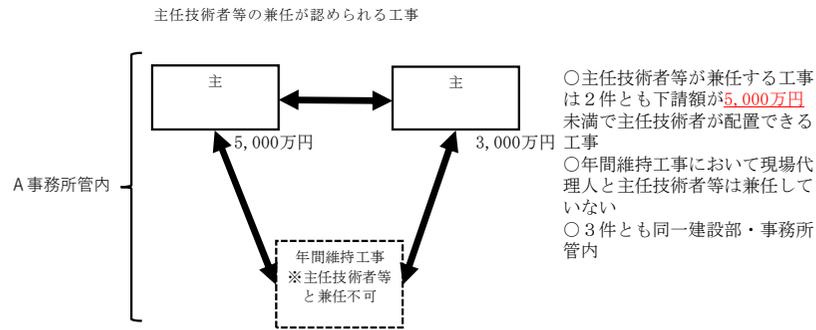
この2件の間では、アの要件により現場代理人の兼任可能

この2件の間では、イの要件により現場代理人の兼任可能



アとイの要件は重複適用不可

アとイの要件は重複適用不可



○新旧対照表（現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>＜現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①＞</p> <p>全ての工事が請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。ただし、要件を満たす年間維持工事及び冬期路面对策工事（以下「年間維持工事等」といいます。）については、1件に限り兼任件数に含めないことを認める。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1) 省略</p> <p>2 兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の場合は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件(下記要件②)を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。</p> <p>ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。</p> <p>＜現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②＞</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>なお、この場合においては、請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）で次の要件をすべて満たす年間維持工事等を1件に限り兼任件数に含めないことができます。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められるケース（例）】</p> <p>(1)</p>	<p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>＜現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①＞</p> <p>全ての工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。ただし、要件を満たす年間維持工事及び冬期路面对策工事（以下「年間維持工事等」といいます。）については、1件に限り兼任件数に含めないことを認める。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1) 省略</p> <p>2 兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の場合、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（下記要件②）を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。</p> <p>ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。</p> <p>＜現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②＞</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>なお、この場合においては、請負代金額4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満で次の要件をすべて満たす年間維持工事等を1件に限り兼任件数に含めないことができます。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められるケース（例）】</p> <p>(1)</p>

	請負代金額3,000万円 の 工事(X') (以下、同じ。)	請負代金額 <u>4,500万円</u> の 工事(Y') (以下、同じ。)		請負代金額 3,000万 円の 工事(X') (以下、同じ。)	請負代金額 <u>4,000万</u> 円の 工事(Y') (以下、同じ。)		
主任技術者	B		主任技術者	B			
現場代理人	A		現場代理人	A			
(2) 省略 【兼任が認められないケース (例)】 (1)・(2) 省略 【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められるケース (例)】 省略 (1)-1			(2) 省略 【兼任が認められないケース (例)】 (1)・(2) 省略 【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められるケース (例)】 省略 (1)-1				
	請負代金額 3,000万円の 工事(X') (以下、 同じ。)	請負代金額 <u>4,500万円</u> の 工事(Y') (以下、 同じ。)	請負代金額 <u>4,500万円</u> 未 満の年間維持 工事等(Z') (以下、同じ。)		請負代金額 3,000万円の 工事(X') (以下、 同じ。)	請負代金額 <u>4,000万円</u> の 工事(Y') (以下、 同じ。)	請負代金額 <u>4,000万円</u> 未 満の年間維持 工事等(Z') (以下、同じ。)
主任技術者	B	A		主任技術者	B	A	
現場代理人				現場代理人			
(1)-2・(2)-1 省略 【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められないケース (例)】 (1)-3・(2)-3 省略				(1)-2・(2)-1 省略 【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められないケース (例)】 (1)-3・(2)-3 省略			

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(様式第2号) その3		(様式第2号) その3	
省略		氏名	
職名 (該当する□ に印を付す ること。)	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者	職名 (該当する□ に印を付す ること。)	<input type="checkbox"/> 監理技術者 (<input type="checkbox"/> 法第26条第4項該当) <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐
省略		省略	
省略		省略	
専任配置の特例 □あり □なし (項目ごとに、該当する□に印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> ①法第26条第3項第1号該当(専任特例1号関係) ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。	兼任を予定している工事等の有無 (各項目ごとに、該当する□に印を付すこと。)	
	<input type="checkbox"/> ②法第26条第3項第2号該当(専任特例2号関係) ○他工事との兼任について ・発注機関： (監督員等名：) ・工事名： ・工事場所： ・工事現場の間隔： km ・請負金額： 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 4,500万円以上 <input type="checkbox"/> 4,500万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。 ・工期： 年 月 日～ 年 月 日 ○監理技術者補佐について ・氏名： ・法令による資格・免許：		
	<input type="checkbox"/> ③・④建設業法施行令第27条第2項該当 <input type="checkbox"/> ③ ○他工事との兼任について ・発注機関： (監督員等名：)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ○他工事との兼任 ・発注機関： (監督員等名：)

	<ul style="list-style-type: none"> ・工事名: ・工事場所: ・工事現場の間隔: km ・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/>4,500万円以上 <input type="checkbox"/>4,500万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。 ・工期: 年 月 日～年 月 日 ※「主任技術者の兼任承認願」を作成すること。
	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ④
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
営業所技術者等との兼任 (該当する <input type="checkbox"/> に印を付すること。)	
兼任に係る 県確認欄	

注1 省略

2 省略

3 省略

4 入札説明書○(○)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、監理（主任）技術者の資格等（請負予定金額4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類を提出すること。

5 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者

	<ul style="list-style-type: none"> ・工事名: ・工事場所: ・工事現場の間隔: km ・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/>4,000万円以上 <input type="checkbox"/>4,000万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。 ・工期: 年 月 日～年 月 日
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
兼任に係る 県確認欄	

注1 本件工事における配置予定技術者が建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）に該当する場合は、職名の項の「監理技術者」及び「法第26条第4項該当」の両方に印をすること。この場合、同法第26条第3項ただし書の規定により配置を予定する監理技術者補佐についても、本様式（従事経験の欄を除く。）を作成すること。

2 省略

3 主略

4 省略

5 入札説明書○(○)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、監理（主任）技術者の資格等（請負予定金額4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類を提出すること。

6 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者

を監理（主任）技術者として配置する場合は、上記4に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類（従事経験の工事の実施工程表等）を提出すること。

6 専任配置の特例を適用する場合は、専任配置の特例の項の「□あり」に印をするとともに、①から④のうち該当する項に印をすること。

7 建設業法第26条第3項第1号の規定により監理（主任）技術者の兼任を予定している場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。

8 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者の兼任を予定している場合は、専任配置の特例の項を記載すること。

<専任配置の特例の項の記載例>

○他工事との兼任について

・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-***-****）

（監督員等名：〇〇 〇〇）

・工事名：市道△△線道路改修工事

・工事場所：〇〇市△△町□□番地先

・工事現場の間隔：〇.〇km

・請負金額： 円

（契約前）□4,500万円以上 □4,500万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。

（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）

（契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。）

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

○監理技術者補佐について

・氏名：〇〇 〇〇

・法令による資格・免許：〇〇〇〇

9 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者

を監理（主任）技術者として配置する場合は、上記5に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類（従事経験の工事の実施工程表等）を提出すること。

7 建設業法施行令第27条第2項の規定により配置予定技術者

の兼任を予定している場合 _____
_____ は、専任配置の特例
の項 _____ を記載するとともに、「主任技術者
の兼任承認願」を作成し、発注機関から承認を得ること。

< 専任配置の特例 _____ の項の記載例 >

○他工事との兼任について

- ・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-***-****）
（監督員等名：〇〇 〇〇）
 - ・工事名：市道△△線道路改修工事
 - ・工事場所：〇〇市△△町□□番地先
 - ・工事現場の間隔：〇.〇km
 - ・請負金額： 円
（契約前）□4,500万円以上 □4,500万円未満
- ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」
に読み替える。
（契約済みの場合は、請負金額を記載する
こと。）
（契約前の場合は、該当する□に印を付す
こと。）
- ・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

10 建設業法施行令第27条第2項の規定により同一の監理（主任）技術者による工事の一括管理を予定している場合は、「工事一括管理承諾願」を作成のうえ提出すること。

11 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要がある工事において、営業所技術者等との兼任の項で「□あり」を選択した場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。

12 営業所 _____ 技術者等が現場代理人又は法第26条第3項第1号に規定する監理（主任）技術者若しくは同項第2号に規定する監理技術者と兼任することは認められないので、留意すること。

13 監理（主任）技術者の専任配置の特例については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号国

の兼任を予定している場合、又は配置予定技術者が特例監理
技術者に該当する場合は、兼任を予定している工事等の有無
の項に、当該工事の概要を記載する _____
_____ こと。

< 兼任を予定している工事等の有無の項の記載例 >

- ・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-***-****）
（監督員等名：〇〇 〇〇）
 - ・工事名：市道△△線道路改修工事
 - ・工事場所：〇〇市△△町□□番地先
 - ・工事現場の間隔：〇.〇km
 - ・請負金額： 円
（契約前）□4,000万円以上 □4,000万円未満
- ※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」
に読み替える。
（契約済みの場合は、請負金額を記載する
こと。）
（契約前の場合は、該当する□に印を付す
こと。）
- ・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

8 営業所の専任技術者 _____ が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者 _____ と兼任することは認められないので、留意すること。

土交通省総合政策局建設業課長通知)の内容に留意すること。

14 省略

9 省略

10 兼任を認めない工事の場合は、兼任を予定している工事等の有無及び兼任に係る県確認欄の項は記載不要とする。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(様式第5) (1) 従事経験等		(様式第5) (1) 従事経験等	
省略		氏名	
職名 (該当する□ に印を付す ること。)	□監理技術者 □主任技術者	職名 (該当する□ に印を付す ること。)	□監理技術者 (□法第26条第4項該当) □主任技術者 □監理技術者補佐
省略		省略	
省略		省略	
専任配置の特例 □あり □なし (項目ごとに、該当する□に印を付すこと。)	□①法第26条第3項第1号該当(専任特例1号関係) ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。	兼任を予定している工事等の有無 (各項目ごとに、該当する□に印を付すこと。)	
	□②法第26条第3項第2号該当(専任特例2号関係) ○他工事との兼任について ・発注機関： (監督員等名：) ・工事名： ・工事場所： ・工事現場の間隔： km ・請負金額： 円 (契約前) □4,500万円以上 □4,500万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。 ・工期： 年 月 日～ 年 月 日 ○監理技術者補佐について ・氏名： ・法令による資格・免許：		
	□③・④建設業法施行令第27条第2項該当		
	□ ③ ○他工事との兼任について		○他工事との兼任 _____ □あり □なし

	・発注機関： (監督員等名：) ・工事名： ・工事場所： ・工事現場の間隔： km ・請負金額： 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 4,500万円以上 <input type="checkbox"/> 4,500万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。 ・工期： 年 月 日～ 年 月 日 ※「主任技術者の兼任承認願」を作成すること。
	<input type="checkbox"/> <u>④</u> ※工事一括管理を行う場合は「工事一括管理承認願」を作成すること。
営業所技術者等との兼任 (該当する <input type="checkbox"/> に印を付すること。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
省略	

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

6 記載した内容は、監理（主任）技術者の資格等（請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経

	・発注機関： (監督員等名：) ・工事名： ・工事場所： ・工事現場の間隔： km ・請負金額： 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 4,000万円以上 <input type="checkbox"/> 4,000万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。 ・工期： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ○営業所の専任技術者との兼任
省略	

注1 省略

2 本件工事における配置予定技術者が建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）に該当する場合は、職名の項の「監理技術者」及び「法第26条第4項該当」の両方に印をすること。この場合、同法第26条第3項ただし書の規定により配置を予定する監理技術者補佐についても、本様式（従事経験の欄を除く。）を作成すること。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

7 記載した内容は、監理（主任）技術者の資格等（請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経

の項 _____ を記載するとともに、「主任技術者の兼任承認願」を作成し、発注機関から承認を得ること。

<専任配置の特例 _____ の項の記載例>

○他工事との兼任について

・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-***-****）
（監督員等名：〇〇 〇〇）

・工事名：市道△△線道路改修工事
・工事場所：〇〇市△△町□□番地先
・工事現場の間隔：〇.〇km
・請負金額： 円

（契約前）□4,500万円以上 □4,500万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。

（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）

（契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。）

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

12 建設業法施行令第27条第2項の規定により同一の監理（主任）技術者による工事の一括管理を予定している場合は、「工事一括管理承諾願」を作成のうえ提出すること。

13 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要がある工事において、営業所技術者等との兼任の項で「□あり」を選択した場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。

14 営業所 _____ 技術者等が現場代理人又は法第26条第3項第1号に規定する監理（主任）技術者若しくは同項第2号に規定する監理技術者と兼任することは認められないので、留意すること。

15 監理（主任）技術者の専任配置の特例については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号国土交通省総合政策局建設業課長通知）の内容に留意すること。

16 省略

の項に、当該工事の概要を記載する _____ こと。

<兼任を予定している工事等の有無の項の記載例>

・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-***-****）
（監督員等名：〇〇 〇〇）

・工事名：市道△△線道路改修工事
・工事場所：〇〇市△△町□□番地先
・工事現場の間隔：〇.〇km
・請負金額： 円

（契約前）□4,000万円以上 □4,000万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。

（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）

（契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。）

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

10 営業所の専任技術者 _____ が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者 _____ と兼任することは認められないので、留意すること。

11 省略

(様式 6 号)

(4) 若手技術者等

省略			
配置予定の若手技術者等氏名	省略	省略	他工事の技術等又は営業所____技術者等との兼任
	省略		
	省略		
	省略		

12 兼任を認めない工事の場合は、兼任を予定している工事等の有無及び兼任に係る県確認欄の項は記載不要とする。

(様式 6 号)

(4) 若手技術者等

省略			
配置予定の若手技術者等氏名	省略	省略	他工事の技術等又は営業所の <u>専任</u> 技術者等との兼任
	省略		
	省略		
	省略		

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第11条 省略 （低価格入札者との契約等に係る措置） 第12条 省略 （1）・（2） 省略 （3） 省略 ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 <u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては <u>9,000万円</u>以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。 イ 請負代金額 <u>4,500万円</u>未満（建築一式工事にあつては <u>9,000万円</u>未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。 （4）建設業法第26条第3項第1号又は第2号の規定による監理技術者の配置は認めないこと。 2 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （低価格入札者との契約等に係る措置） 第12条 省略 （1）・（2） 省略 （3） 省略 ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 <u>4,000万円</u>以上（建築一式工事にあつては <u>8,000万円</u>以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。 イ 請負代金額 <u>4,000万円</u>未満（建築一式工事にあつては <u>8,000万円</u>未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。 （4）建設業法第26条第3項ただし書 _____ の規定は適用しない _____ こと。 2 省略</p>

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務））

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1～5 省略 6 入札書等の取扱い 6-1 有効な入札書等 ①～③ 省略 ④ 工事の請負契約に係る一般競争入札（<u>予定価格4,500万円以上</u>（建築一式工事にあつては<u>9,000万円以上</u>）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合を含む。）にあつては、入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料が添付されたもの ⑤～⑥ 省略 6-2～6-6 省略 7～12 省略</p>	<p>1～5 省略 6 入札書等の取扱い 6-1 有効な入札書等 ①～③ 省略 ④ 工事の請負契約に係る一般競争入札（<u>予定価格4,000万円以上</u>（建築一式工事にあつては<u>8,000万円以上</u>）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合を含む。）にあつては、入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料が添付されたもの ⑤～⑥ 省略 6-2～6-6 省略 7～12 省略</p>

附則

この運用基準は、令和7年2月1日から施行する。